

愛媛県新居浜市

「新居浜太鼓祭り」などをきっかけとした 年次有給休暇の取得を促進

● 取組のポイント

- 「新居浜太鼓祭り」は、子どもから大人まで地域全体で盛り上がる勇壮な祭りであるため、祭りをきっかけとした、年次有給休暇の活用を促し、地域一体となって「働き方改革」を推進する

1. 取組のきっかけ

- 「新居浜太鼓祭り」は金糸銀糸に彩られた50台以上の絢爛豪華な「太鼓台」（山車）が3日間練り歩き、毎年約10万人の観衆を集める四国三大祭りの一つである。
- 太鼓祭りには地区により「子ども太鼓台」も運行され、地元の小中学校や事業場は休みになることが多い。
- 祭り期間の10月15日～18日に休暇を取得できない場合、祭りの運行に支障が出る地区もある。
- 平成26年度から3年間、厚生労働省の「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」に参加し、10月15日～18日の「新居浜太鼓祭り」などに合わせた年次有給休暇の取得促進を図る活動に取り組んだ。



平成29年度「新居浜太鼓祭り」のポスター
(新居浜市ホームページより)

2. 取組内容

- 平成26年度から、厚生労働省の事業において、10月15日～18日を重点実施日として、企業や住民を対象に年次有給休暇の取得を促進する働きかけを実施した。
- 平成28年度は、事業3年目にあたり10月の「新居浜太鼓祭り」期間（重点実施日）だけでなく「愛顔つなぐえひめ国体競技リハーサル大会」の開催などをきっかけとした休暇取得促進を図るため、新たに11月のカレンダーを掲載したポスター、リーフレット、クリアファイル等を配布するなど、「新居浜太鼓祭り」期間以外の年間を通じた年次有給休暇の取得促進に力を入れた活動を実施した。
- 過去2年の調査にて休暇を取得しやすい職場の雰囲気について、事業主と従業員との間で認識の違いがみられたことから、事業場訪問の面談相手は可能な限り経営者とするなど経営トップの意識改革を意識した取組を行った。

平成28年度 啓発リーフレット

年次有給休暇を活用して新居浜太鼓祭りなどに参加しましょう

厚生労働省では、平成26年度・平成27年度に引き続き、新居浜市と連携を図りながら、地域における休暇取得促進の働きかけを行う「地域の特性を活かした休暇取得促進のための積極的働きかけ」を行います。新居浜太鼓祭りの期間（10月15日～18日）などに合わせて、年次有給休暇を活用して、祭りに参加する時間、家族と連れ合う時間を増やしていきたいなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図りましょう。

効率的に働いて、しっかり休める職場づくりに取り組みましょう!!!

具体的には、

- 1 経営トップによる社内への休暇取得促進の呼びかけ
- 2 管理者が率先して休暇を取得
- 3 労働組合等による企業、労働者への働きかけ
- 4 パースデー休暇や平日休暇など多様な休み方の検討

事業者の皆様へ
年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう!

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を限った残りの日数については、労使間で合意を結ぶことは、計画的に休暇取得日を取り組むことが有効です。この制度を導入することによって、休暇取得の現実性が高まり、労働者にとっては予定した活動を行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営が可能になります。

「働き方・休み方改善ポータルサイト」を活用して、働き方・休み方改善のヒントを見つけましょう

http://work-holiday.nhiw.go.jp

厚生労働省 | 愛媛労働局 | 新居浜労働基準監督署 | 愛媛県 | 新居浜市

年次有給休暇を活用して家族と地域と自分の時間を作りましょう!

過去2年間も10月15日～18日の「新居浜太鼓祭り」を重点実施日と位置付け、休暇取得促進に向けた働きかけを実施しました。以下は、事業場と従業員の皆様を対象とした過去2年間の事業に関するアンケート結果の概要です。

平成27年度は約7割の事業場で休暇取得促進の取組が行われました!

重点実施日に休暇取得促進の取組を行った事業場の割合は高い水準です

年度	行った	行っていない
平成26年度	71.2%	28.8%
平成27年度	65.5%	34.5%

● 平成27年度に重点実施日（10月15日～18日）に向けて得られた取組を行ったと回答した事業場は65.5%であり、前年度に比べて5.7ポイント低下しましたが実質的には高い取組水準となっています。

● 平成27年度は、10月17日、18日が土曜日、日曜日であったことから特別な取組を行わなくても休日となったことが影響したと考えられます。

従業員が年次有給休暇を取得することのメリット（複数回答）平成27年度

項目	事業場 (%)	従業員 (%)
従業員の心身の健康につながる	67.6	69.1
従業員のモチベーションが向上する	56.5	51.6
「仕事の効率が上がる」という答えが多くみられました	29.6	26.0
従業員の定着率が良くなる	21.3	23.3
社内の雰囲気良くなる	20.4	24.9
優秀な人材が集まる	18.9	10.3
社内の人間関係が良くなる	10.2	11.0
特にメリットが感じられない	7.4	4.9
その他	0.0	0.9

職場内のできることから取り組んでみましょう

- 休暇中のサポート体制の整備
- 休暇を取得しやすくなるための職場の雰囲気改善

年次有給休暇の振り出しに
加えて、特別帰省休暇を
40日積立可能にしています。

公休日と年次有給休暇を合わせた
3連休を年2回取得するよう
推奨しています。

年間9日、ゴールデンウィーク、夏季、シルバーウィーク、年末年始に年次有給休暇の計画的付与を導入しています。

たくさんの方々が休暇取得に向けた取組がすすんでいます。
誰もが休暇を取得しやすい職場づくりに地域ぐるみで取り組みましょう!!

●連絡会議の開催

- 取組の推進体制として、行政機関（新居浜市、県）、関係団体、有識者などのメンバーで構成する連絡会議を開催した。
- 連絡会議のメンバーは、愛媛県、新居浜市、教育委員会、商工会議所、観光協会、労働基準協会、民間事業者、新聞社、金融機関、学識経験者である。

●周知・啓発

- 事業者団体会報誌へのリーフレット折込や事業場への直接訪問により、企業向けに周知した。
- 市内の小中学校経由で保護者へリーフレットを配布するとともに、市政だよりへの折込、公共施設へのポスター掲示、地元新聞への広告掲載、ラジオ CM、SNS などにより、地域住民へ周知した。
- 平成 28 年度は、10 月の「新居浜太鼓祭り」に加え、「愛顔つなぐえひめ国体競技別リハーサル大会」などをきっかけとした休暇所得促進を図るため、新たに 11 月のカレンダーを掲載したポスター、リーフレット、クリアファイル等を制作し、事業場、市民、その他関係機関、県内事業場などに配布した。
- ケーブルテレビにて事業のお知らせ情報の放映をおよそ 2 ヶ月に渡り実施した。

●事業場訪問による働きかけ

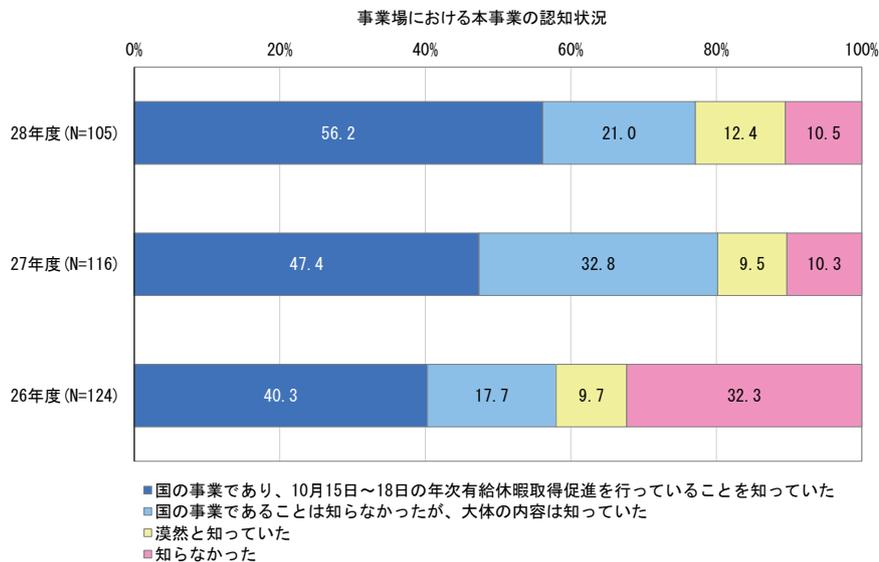
- 労務管理の専門家が事業場を直接訪問して、休暇取得促進に向けての働きかけを実施した。
- 中小零細企業では、企業トップが主導する業務体制の見直し、充実などが休暇取得促進の鍵となるため、トップに直接働きかけることで、周知・訴求の効果を高めた。
- 休暇取得促進の取組が進まない事業場に対しては、休暇取得の工夫（計画的付与制度、時間単位など）の周知に注力をした。

平成 28 年度 クリアファイル

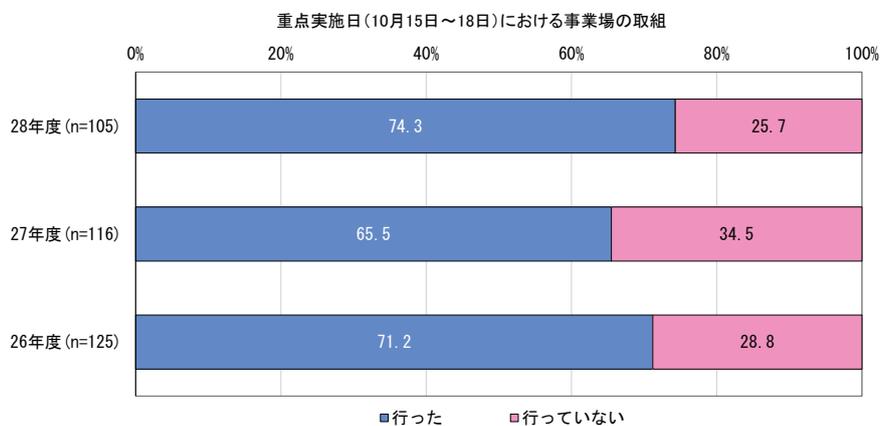


3. 取組の成果

- 本事業について、何らかの形で「国の事業であり、10月15日～18日の年次有給休暇取得促進を行っていることを知っていた」事業場の割合は、平成26年度の40.3%から56.2%と15.9ポイントの大幅な上昇となり、本事業の取組について認知度が上昇した。



- 重点実施日に向けて休暇の取得を促す取組を行った事業場は、平成28年度は74.3%であり、7割を超える事業場が年次有給休暇取得などの取組を行っており、新居浜太鼓祭り期間の休暇取得が定着していることがうかがえた。



4. 平成29年度以降の取組

- 本年も「新居浜太鼓祭り」の最終日の10月18日は市内の小中学校が休みになることから、新居浜市ホームページ等で年次有給休暇の取得を呼びかけることにしている。

【事例照会先】新居浜市 経済部 産業振興課

〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 直通電話：0897-65-1260

URL：http://www.city.niihama.lg.jp/